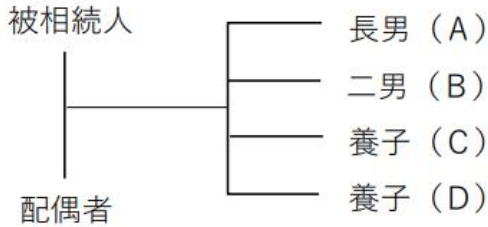




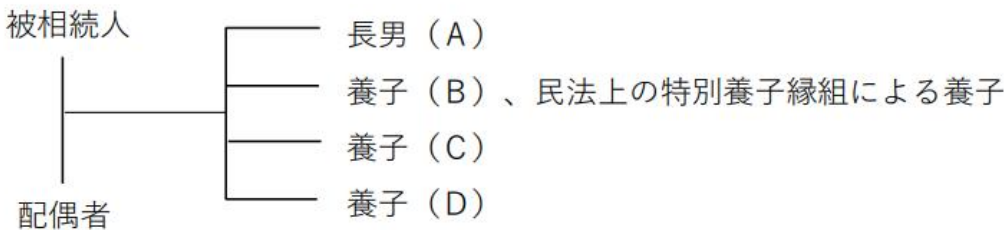
■ 相続税における法定相続人について ■

相続税の計算における法定相続人の数を確認してみましょう。

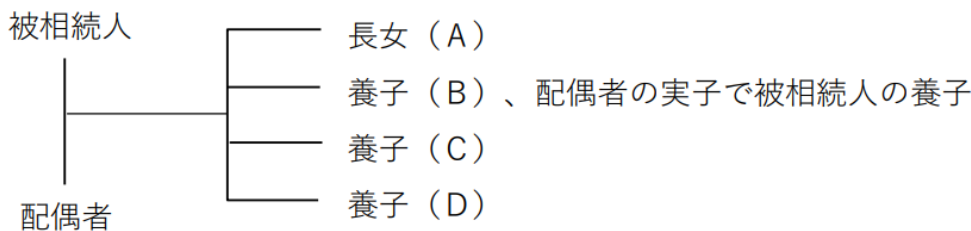
養子がいる場合の法定相続人



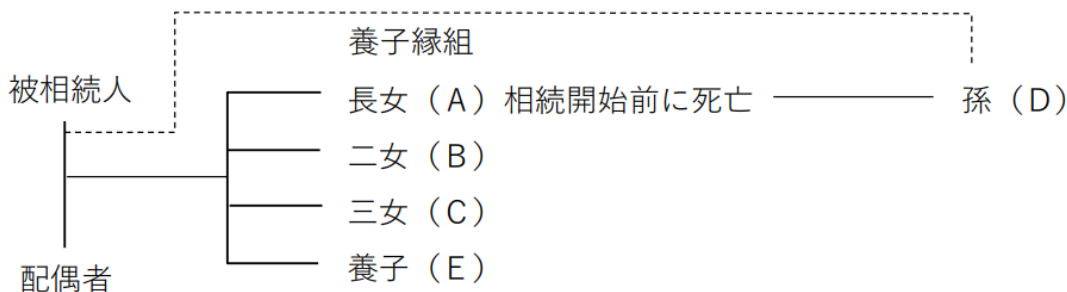
上記においては、長男と二男が実子であるため、相続税法第 15 条第 2 項に規定する相続人の数は、配偶者、長男(A)、二男(B)及び養子 1 人の 4 人になります。



上記においては、養子(B)は相続税法第 15 条第 3 項第 1 号より実子とみなされますので、相続税法第 15 条第 2 項に規定する相続人の数は、配偶者、長男(A)、養子(B)及び養子 1 人の 4 人になります。



上記においては、養子(B)は相続税法第 15 条第 3 項第 1 号より実子とみなされますので、この場合も相続税法第 15 条第 2 項に規定する相続人の数は、配偶者、長女(A)、養子(B)及び養子 1 人の 4 人になります。



上記においては、孫(D)は長女(A)の代襲相続人であり、かつ、被相続人の養子であるため、相続税法基本通達 15-4 より、実子 1 人として計算することになるので、相続税法第 15 条第 2 項に規定する相続人の数は、配偶者、二女(B)、三女(C)、孫(D)及び養子(E)の 5 人になります。